

論 説

労 働 力 商 品 と 標 準 労 働 日

—『資本論』第 I 卷第八章の解明—

頭 川 博

目 次

- はしがき一問題の所在
一 労働日の下限と上限
二 商品交換法則に内在する二律背反の権利
三 標準労働日と商品交換法則
四 労働日と労働強化
　　—いわゆる交差点規定の含意—
むすび

はしがき一問題の所在

資本の規定的目的である剩余価値は、労働日を必要労働時間以上に強制的に延長することによって初めて絶対的に形成される。それゆえ、マルクスによれば、必要労働時間をこえる労働日の延長によって行なわれる剩余価値の本源的生産方法は絶対的剩余価値生産と呼ばれる。「絶対的剩余価値は、必要労働日をその限界を越えて延長することから生じる。」(*Zur Kritik der Politischen Ökonomie [Manuskript 1861—1863]*, MEGA, II/3·1, Dietz Verlag, Berlin, 1976, S.211〔以下本書を MEGA, II/3·1 と略記する〕), 『資本論草稿集』④, 211ページ) 因みに、必要労働をこえる労働日の延長による剩余価値発生の秘密は、『資本論』第 I 卷第三篇「絶対的剩余価値の生産」第五章「労働過程と価値増殖過程」で説かれる。従って、第五章は絶対的剩余価値生産の本質規定

を与える箇所として第三篇中の最も決定的な部分である⁽¹⁾。これに対して、同じ第三篇に属する第八章「労働日」は必要労働時間とこえて延長される労働日の終点そのものを画する経済法則を析出して絶対的剩余価値生産の完了規定を与える箇所にほかならない。だから、絶対的剩余価値生産の本質規定を与える第五章とその完了規定を与える第八章とは第三篇を支える二本柱をなし、労働日の終点を画する経済法則を確定した第八章の掘り下げなしには第三篇は理論上完結しないのである。いうまでもなく、労働日の短縮は、労働者にとってみずから社会的解放をかちとるための一基本要件である⁽²⁾。ところが、『資本論』の労働時間論を中心的に展開する第Ⅰ巻第八章を縹く際、われわれはごくプリミティブな疑問にぶつかるのである。

先ず第一に、労働日の無限な延長を求める資本家の権利は、資本家が労働力商品の買い手としてその使用価値の自由処分権を取得する事実から容易に納得できるのに反して、労働日の短縮に関する労働者の権利の由来が実は判然としないのである。というのも、マルクスは、労働者の寿命を縮めるような過度労働を想定しつつその過度労働では一生にわたる労働力商品の全価値の一部分に欠損が生じるとして正常な長さの労働日を要求する労働者の権利を確認しているのであるが、マルクスの議論は、あたかも労働力の日価値以下の賃金の支払いの想定に立つかのように映じるからである。労働力の日価値以下の賃金切り下げを想定しつつ日々の疲労の累積という事実から労働日の制限に関する労働者の権利を説くのがマルクスの立論であるとすれば、マルクスの結論的主張とは違って不等価交換にもとづく労働力の疲労の発生に対しては等価交換を求める権利要求が概念上照應し、労働日短縮に関する権利は一義的にはでてこないように思われる。その意味では、労働者の権利に関するマルクスの例解は、労働力の価値通りでの賃金支払いの要求に解消してしまい、労働日の制限に関する固有な権利を説明しないように思われるのである。

第二に、マルクスによれば、労働日の限界は労資双方の二律背反の権利を含む商品交換法則によって直接には定まらず、結局階級関係の如何によって決定されるというが、労資の力関係による労働日の限界規定は、労働日が経済法

則をこえた次元で階級闘争により自由自在に決まると考える無概念的な勢力決定説ではないかという疑問に直面する。賃金決定は階級闘争によって媒介されるからといって、賃金規定に際して単純にも勢力決定説が正当化されないと丁度同じように、労働日の決まり方を規定する場合にも単なる勢力決定説では歯切れのよい経済理論としての資格が問われるようと思われる。しかし、現状では『資本論』の労働時間論をもって勢力決定説だとみなす批判に対して有効な反批判が提出されていない。

第三に、第四篇第十三章「機械と大工業」第三節C「労働の強化」は『資本論』の労働時間論の不可欠の一構成部分として第三篇第八章と直接連繋する有名な箇所であるが、労働日の長さと労働強度とには互いに排除し合う点があるという第十三章のいわゆる交差点規定と第八章でのマルクスの労働時間の中心理論との間には、一体如何なる論理整合性があるのかという疑問が生じる。なぜならば、労働日が或る特定の労働強度と排除しあう最適労働時間に決まるすれば、第十三章のいわゆる交差点規定は労資の階級関係によって労働日の長さの決定を説く第八章での労働時間の中心理論と二者択一の関係に立つことになるからである。第十三章のいわゆる交差点規定が『資本論』の労働時間論の必須の一構成部分である以上、『資本論』の労働時間論は第八章の労働時間の中心理論が第十三章の交差点規定を内在的に包摂しそして初めて基本的に完成し得るのである。

以上、われわれは、第八章を中心とした『資本論』の労働時間論に対して三つのごく基本的な問題点を提示したが、われわれのサーヴェイによれば、第八章を中心とした『資本論』の労働時間論に対して従来マルクス批判を意図した性急な論文が目立つ反面で、マルクスの真意を解きほぐす本格的分析が提示されていない。少なくとも『資本論』の労働時間論に真正面から取り組んだ研究が暁天の星のような現状は議論の活性化のため早急に克服されるべきである。

それゆえに、本稿の課題は、第八章を中心とする『資本論』の労働時間論に内在する三つの問題点を解きほぐし、もってその体系的理解を構築することにある。本稿の考察によって、マルクスの労働時間論は、『資本論』全三巻中理論的

独創性の面で最も光彩を放つ学説の一つをなすことが確認されるであろう。

- (1) 「必要労働を越える剰余労働としての絶対的剰余価値は、同時に剰余価値そのものの一般的形態である。」(W・シュヴァルツ『資本論体系成立史』法大出版局、時永淑・大山均共訳、239ページ)
- (2) 「労働日の制限は、それなしには、いっそうすすんだ改善や解放の試みがすべて失敗に終わらざるをえない先決条件である。」(マルクス「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」『マルクス・エンゲルス全集』第16巻、大月書店、192〔原〕ページ) また、マルクスの構想によれば、各自の自由で全面的な発展がその社会発展の必須要件をなす「真の自由の国」(Kapital, III, S. 828) の成立に際して、「労働日の短縮こそは根本条件である。」(Ibid.)

いうまでもなく、労働日の長さは、生活時間を直接規定するのみならず、疲労の蓄積を媒介として遅刻・欠勤や罹病率あるいは労働災害を規定する意味でも労働者にとっての基本的生活要件の一つである。実際、印刷業など注文生産で労働日の長い産業部門では過長労働によって病原菌に対する抵抗力が弱まる結果として結核の罹患率が際立って高いといわれる(藤本武『貨金と労働時間』ミネルヴァ書房、1959年、219ページ)。労働日の長さが労働者の健康や欠勤あるいは労働災害に与える影響については、斎藤一『労働時間』東洋書館、1948年、同『労働時間・休憩・交替制』労働科学研究所出版部、1954年をみよ。

一 労働日の下限と上限

資本主義体制の基礎上では、一労働日は必要労働時間と剰余労働時間の総計から成り立つが、価値通りでの労働力商品の販売を前提すれば、労働生産性が一定である限り、労働力商品の価値を再生產するのに要する必要労働時間は或る特定の大きさとして自動的に導出される。他方、剰余労働時間は、労働力の処分権の現実的行使の程度如何によってさまざまに変化しうるから、必要労働時間と違って可変量をなす。それゆえ、労働日はそれ自体としては不定量である。しかし、労働日はそれ自体不定な大きさであるとはいえ、或る一定の限界内でのみ変動しうるにすぎない。そこで、本節では、労働日が変動する空間を画する限界——労働日のいわゆるシュランケ規定——を考察する。

先ず労働日の下限は、概念上規定不可能な性格をもつ。けだし、共同社会

と異なって、社会的富（生産手段・生活手段）が労働者から分離するに伴い必要労働分量が労働力そのものの単なる再生産に要する大きさに圧縮される資本主義体制では、労働力商品のもつ固有な使用価値（生きた労働）は労働力の価値（死んだ労働）よりも必然的に大きくなるからである。共同社会では社会的富と労働者とが所有関係上結合しているため、一労働日はすべて必要労働時間から成るのに反して、資本主義社会では社会的富が労働者から分離して労働支出量の一部分のみが労働者の所有に帰属するにすぎないから、労働日の全部が必要労働時間たりえないのである⁽¹⁾。あるいは別言すれば、労働力は、資本家社会にあっては社会的富からの分離によって剩余労働を支出しうる能力を獲得しているがゆえに⁽²⁾、労働力の支出時間から成り立つ労働日は絶対的に必要労働よりも大きくなるのである。従って、資本主義体制では労働日は必要労働まで縮小しないというマルクスの主張に対する次の異論つまり如何なる生産体制でも労働日は必要労働だけから成り立つことはありえないという異論は、マルクスが創造した必要労働の一般的概念に対する見当はずれの取り違えに由来する⁽³⁾。

次に、労働日の下限は規定不能な性格をもつのに反して、労働日には一つの最大限度が実在する。それは労働力の肉体的限界と社会的限界とによって二重に規定されている。すなわち、労働力の合目的的な支出は、一方では、睡眠・食事・休息・入浴・更衣などの肉体的な欲望充足の上に成り立ち、他方では、一般的な文化水準の影響を受けて新聞・読書・社交・娯楽・テレビなどの精神的な欲望充足を潤滑油として成立する。

ここで、マルクスの規定する労働日の最大限度を正確に理解するためには以下の三つの要点に留意すべきである。

第一に、労働力の肉体的限度にせよあるいは社会的限度にせよ、労働日の最大限度そのものは、消耗した労働力の回復に要する生活時間の面から規定される点に細心に注意すべきである。換言すれば、マルクスの規定は、労働時間と労働強度との積で表現できる労働支出可能量をもって労働日の限度とみなす考え方とは本来的に異質である⁽⁴⁾。因みに、『資本論』に先立ついわゆる「23冊ノート」の一節には「個々人の日々の労働時間の長さには自然的諸制限が存在

する」（*MEGA*, II/3·1, S. 159, 『資本論草稿集』④, 159ページ）として、睡眠時間・食事時間・中休み・気晴しがなければ労働能力は再び正常に機能しない旨明言されている。従って、一步突っこんでいえば、労働日の最大限度に関するマルクスの考え方は、一定の労働強度の下では労働日が産出量を最大化せしめる長さに決まるとみなす最適労働時間論と排除関係に立つ。けだし、最適労働時間によって生じた労働力の損耗は、一自然日からその最適労働時間を差し引いた残りの時間でもって回復できるという理論的根拠がないからである。

第二に、「労働日には一つの最大限度（eine Maximalschranke）がある」（*Kapital*, I, S. 246, 圈点一頭川）といわれる場合、概念上区分できる労働力の肉体的限度と社会的限度という二つの要素が有機的に一体となって労働日の一つの最大限度を形成するという事柄に注意すべきである。つまり、マルクスに従えば、労働日の最大限度は、労働力の肉体的限度と社会的限度の二つによって二段構えで成り立ち、究極的には労働力の肉体的限度に収束すると理解すべきではない。労働日の最大限度が労働力の肉体的限度と社会的限度とにより二重に規定されるといわれる場合、それは労働日の一つの最大限度が二つの要素の⁽⁵⁾有機的統一により規定されることを意味する。労働時間がかなり長くなれば睡眠時間を削ってまでも文化的生活時間が守られるという興味深い事実は⁽⁶⁾、労働日が肉体的欲望と社会的欲望との充足に必要な時間により規定されていることの強力な証拠である。もともと労働力とは或る使用価値を生産するのに必要な肉体的・精神的な諸能力の総計であるから、消耗した労働力の回復には本源的に肉体的・精神的な欲望の満足が要請される。従って、労働力は肉体的・精神的な欲望の満足によってはじめて再生産される本質的属性をもつがゆえに、労働日の上限は社会的欲望の充足に必要な時間を不可欠な要素として本源的に含有する。

第三に、労働日の上限が労働力の肉体的・精神的欲望の最低限の充足により規定されるという事柄との関連でいえば、労働日の上限規定の根本前提には、労働者が日々に生じる労働力の損耗分を回復しつつ最低限平均的な寿命をまとうとするという暗黙の想定があることに着目すべきである。もし労働者が毎日

精一杯働き続けた結果 労働力の 耐用期間が 短縮されたとするならば、 それは 労働日が労働力の正常な再生産を保証するには大きすぎたということを意味する。従って、 労働日の上限規定は、 労働力の最低限の肉体的・社会的欲望を 充足させる時間により規定されると同時に、 所与の平均寿命の長さによっても 制約を受ける。まさしく、 労働日の上限と労働力の平均寿命とは一対の関係にあることを 銘記すべきである。実際、 マルクスによれば、 アメリカ南部の奴隸は、 E・ハイットニによる繰綿機の発明（1793年）以前に12時間の畠仕事の後で綿花とその種子の分離作業に 2 時間余計に従事させられた不可避的な帰結として、 労働可能年数をたった 7 年に切り縮めたといわれる⁽⁷⁾。

以上、 われわれは、 本節において、 労働日の下限と上限とを考察し、 とりわけ 労働日の上限規定の根本前提には労働力の平均的な耐用年数が存在するという 事実を強調した。 いうまでもなく、 労働日の最大限度と労働者の平均寿命とは 不可分の関係にあるといつても、 肉体的・精神的欲望のもつ彈力的性格から いって、 労働日の上限それ自体大きな変動幅をもち屈伸的である。

- (1) 社会の一部構成員による生産手段の排他的所有の下ではいつでも労働者は剩余労働を強制されるという第八章第二節冒頭文言からもわかるように、 剩余労働の存在は或る水準以上の労働生産性を前提した上での 対立的生産関係の成立によって初めて与えられる（拙稿「剩余価値と強制労働」『経済』第261号、 1986年参照）。 従って、 剩余労働の発生に果たす敵対的階級関係の規定的な作用を隠却して単純にも労働力が必要労働以上の働きをなす特性をもつというだけの主張は本質的に不十分である（たとえば J・クチンスキー『絶対的窮乏化理論 (Die Theorie der Lage der Arbeiter)』有斐閣、 新川士郎訳、 原書1955年発行、 81—2 ページをみよ）。 また、 剩余労働をもって社会的労働の生産性の別様の表現だとみなすローザの主張は、 剩余労働=「社会的現象」という正当な理解に反して、 剩余労働の階級的性格に関する取り違えを含むように思われる（『経済学入門』岩波文庫、 岡崎次郎・時永淑共訳、 362 ページ）。
- (2) 従来学界の一部分には、 『資本論』第 I 卷第二篇「貨幣の資本への転化」で剩余価値が流通部面 $G-W-G'$ から発生しえないという $G-W-G'$ のもつ一面だけをマルクスが力説したという偏倚した解釈が蟠踞している（レーニン『カール・マルクス』国民文庫、 全集刊行委員会訳、 29—30 ページ、 W・シュヴァルツ『資本論体系成立史』〔前掲〕54 ページなど）。 しかし、 もし労働力商品が流通上でその価値よりも

大きな労働量を表わす使用価値を固有にもたないとすれば、生産過程では労働力の使用価値の生産的消費によって剩余価値が生成しないという羽目に陥る。因みに、シェヴァルツは、剩余価値が流通部面から発生するという一命題をもって「剩余価値は価値増殖循環の内部で生じなければならない」（同ページ、圓点一頭川）と理解して $G-W-G'$ に内在する矛盾を定式化しているが、 $G-W-G'$ の矛盾を理解する際一方の流通に対してだけ生産過程を含める仕方は恣意的な歪曲である。

- (3) 大河内一男「マルクス主義と社会政策」（『社会政策論の史的発展』有斐閣、1972年）136—7ページには、剩余労働=超歴史説支持の立場が表現され、社会体制の如何によらず労働日が必要労働のみに還元されることはありえないと主張されている。
- (4) 労働日の上限が労働力の支出可能な労働分量によってではなく労働力の再生産に要する生活時間により限界づけられるという厳密な主張は、すでに内海義夫『労働時間の理論と問題』（日本評論新社、1962年）33—9ページにある。
- (5) 従って、労働日は労働力の肉体的限界と最下限に相当する必要労働時間との間で変化するという考え方には深刻な問題がある（林要『経済原論』東洋経済新報社、1958年、95ページなど）。なお、労働日は一つの最大限度をもつという事柄の強調はすでに山本潔『日本の賃金・労働時間』（東大出版会、1982年）172—3ページにある。
- (6) 内海義夫、前掲書、42ページ、山本潔、前掲書、188ページなど。
- (7) MEGA、II/3・1、S. 160、『資本論草稿集』④、160ページ。因みに、縫綿機の発明前には1ポンドの綿を綿実から分離するのに1日の平均労働日を要したが、その発明以後1日に100ポンドの綿が1人の黒人女工により得られるようになったといわれる（*Kapital*, I, S. 413）。

二 商品交換法則に内在する二律背反の権利

われわれは、前節で、労働日が具体的に定まりうるその抽象的な範囲を考察したが、労働日のシェランケ規定は労働日の長さを規定する法則性を析出する際の一般的前提にすぎない。「労働日の変化は、肉体的および社会的な限界のなかで動くのである。」（*Kapital*, I, S. 246）資本主義体制にあっては、労働力商品の買い手である資本家とその売り手である労働者とが商品交換法則にそれぞれ依拠して独自な権利を主張する対立関係の中で、労働日が或る特定の長さに決定されるのである。そこで、本節では、労働力商品の買い手と売り手とはそれぞれ労働日の長さに関して商品交換法則に照応した特有な対立的権利をもつ所以を確定する。

商品の売買とは、一般に、買い手がその商品の価値と引き換えにその商品の

使用価値を取得する交換行為である。労働力商品の売買の場合も一般商品の売買の場合と同じ内容をもつ。「労働力の売り手は、他のどの商品の売り手とも同じに、労働力の交換価値を実現してその使用価値を引き渡すのである。」(*Kapital*, I, S. 208) そこで、いま労働力商品の売買をその買い手である資本家の立場からみれば、資本家は、一日の労働支出によって消磨した労働力を再生産するのに必要な価値を完全に支払ってその固有な使用価値を取得するのだから、資本家には労働力を一日使用する権利が帰属する。労働力商品の価値とは、その日の労働支出によって疲労困憊した労働力の損耗をいやして明日また今日と同じ活力で働くことができるために要する生活手段の価値である。だから、労働力の価値の完全な支払いによって回復可能な一日中の労働日は、労働力商品の買い手である資本家に帰属する。資本家が労働力の価値を十全に支払う限り一日自由に労働力を使用できる権利を得るという事実は、一般商品の場合にその商品の価値を支払った買い手がその商品の使用価値の自由処分権をもつ原理と完全に同じである。労働力商品の使用価値とはその生産的消費による一定時間にわたる労働支出であるから、その自由処分権の行使とは労働力の無制限な使用に等しい。それゆえ、労働力の価値を支払って剩余労働を創出する固有な使用価値を取得する買い手の立場に純粹に立てば、商品交換法則から労働者を一日中働かせる権利が発生する事実が内在的に導出される。

これに反して、もっぱら労働力商品の売り手の立場に立てば、労働者は、買い手である資本家と同じく商品交換法則に依拠しつつ資本家とは正反対の権利を主張することになる。すなわち、一見すれば、商品の使用価値の使用方法は売買関係からは自由であるのと同様に、労働力の使用価値の利用時間もまたその売買関係と無関係な存在であるかに見える。しかし、ここで、労働力商品の売り手のもつ独自な権利内容を知ろうとする際、先ずもって労働者にとって販売対象である労働力商品とはもっぱら交換価値または価値そのものとして意味をもつという事実を押さえる必要がある。「すべての商品は、その所持者にとっては非使用価値であり、その非所持者にとっては使用価値である。」(*Kapital*, S. 100) 「労働者によって使用価値として資本に販売される労働は、労働者

にとっては彼の交換価値である（る）。」（*Grundrisse*, S. 214, 圈点一マルクス）「労働者によって使用価値として資本に売られる労働（能力）は、労働者にとっては、彼が実現しようとする彼の交換価値である。」（MEGA, II / 3・1, S. 142, 『資本論草稿集』④, 142〔原〕ページ）従って、労働力商品はその買い手にとって使用価値であるが、売り手である労働者にとっては単純に交換価値として存在するという事実を以下の行論において論理的前提出しよう。そうすれば、既述の通り、労働力の価値は毎日の労働支出によって発生する疲労を除去して明日また今日と同一の元気さで労働する能力を取得するのに要する生活手段の価値に帰着するのであった。ところが、労働力は、生きた個体の中にのみ存在し、生きた個人の存在そのものを最初から根本的に前提する。労働力が生きた個人の存在を前提するという事実は、労働力の日々の再生産が現存の標準的な寿命を根本前提として繰り返されるということを内蔵する。まさしく、労働力商品の売り手である労働者にとっての労働力の再生産とは、標準的な寿命が尽きるまで労働力の損耗の間断のない回復を通じて労働力を生産的に発揮しつづけることである。そうであるとすれば、とどのつまり、売り手にとっての労働力商品の価値とは、正常な寿命が果てるまでの労働力の耐用期間中に正常に機能する労働力の全価値であるという帰結にたどりつく。別言すれば、労働力商品の価値とは、最も厳密には、労働力を標準的な耐用年数の間正常に維持するために要する生活手段の価値である。「労働者が資本と交換するのは、彼がたとえば20年間に支出する彼の全労働能力である。」（*Grundrisse*, S. 201）「労働者が資本と交換するものは（彼に対して資本を代表するものがたとえ次々と変わる異なった資本家たちであるにせよ）、彼がたとえば30年間に支出する自分の全労働能力である。彼がそれを分割して売るのに応じて、彼にたいするその支払いも分割して行なわれる。」（MEGA, II / 3・1, S. 147, 『資本論草稿集』④, 147ページ, 圈点一マルクス）従って、一步詰めていえば、労働力商品の日価値というのは、労働者に対して標準的な寿命を可能ならしめるだけの大きさの労働力の毎日の再生産費だということになる。「労働力の日価値は、労働力の標準的な平均耐久力または労働者の標準的

な寿命にもとづいて、また生命実体が適當かつ正常に人間の天性に適して運動に転換されることにもとづいて、評価される。」(*Kapital*, I, S. 549)「一日あたり・一週間あたりの平均労賃は、労働者たちが生存する——労働者の、したがってまた彼の労働能力の活動的存在を包含する——或る標準年数を前提している。」⁽¹⁾ (マルクス『1861—1863年草稿抄』大月書店、中峯・伊藤共訳、324ページ) 因みに、日々の労働支出の大きさは労働力の耐久期間に対して決定的な影響力をもつ。労働時間が或る一定点をこえれば、労働力の疲弊は幾何級数的に増加して労働力の価値の幾何級数的な増加をひきおこすが、労働時間が更に一層延長されれば労働力の価値がどれだけ増加したとしても、労働支出の源泉である労働力そのものの耐久期間を切り詰めることに結果する。従って、労働者にとっては労働時間の延長に伴って労働力の価値の加速度的な増加が必要になる一方で、たとえ過度労働に対して加速度的に増額された労働力の日価値がその日に生じた消耗を回復させるだけ十分に支払われたとしても、過度労働は長期的にみれば労働力の正常な持続期間を短縮して全労働力の減価をもたらすことになる。それゆえに、労働力商品がその売り手である労働者にとって標準的な持続期間を前提として含む一定額の価値そのものとして存在する限りでは、或る長さの労働時間に対して日賃金が労働力の日価値通りに一分の狂いもなく支払われたとしてもなおかつその労働時間は長期的な結果として労働力の早期消耗をもたらす長さであってはならないことになる。つまり、労働力商品の売り手である労働者にとっての正常な長さの労働時間とは、労働力の日価値の支払いを受けつつ標準的な寿命をまとうできる範囲内にある労働時間である。「労働力の日価値は労働者のある一定の寿命を基準として計算されており、この寿命には労働日のある一定の長さが対応する。」(*Kapital*, I, S. 561) だから、労働者が商品交換法則に依拠して要求するとマルクスのいう標準労働日(Normalarbeitstag)とは、日々の労働支出とそれによって生じた損耗の回復を通じて労働者がその時代の平均的な寿命を達成しうる範囲内の労働時間を指す⁽²⁾。繰り返し強調すれば、労働者にとって一定範囲内の長さに労働日がなければならないのは、過度労働によって幾何級数的に増額された労働力の日価値

が支払われたとしてもなお長期的にみれば労働力そのものを萎縮させ寿命を縮めるからである⁽³⁾。

そこで今度は、『資本論』第1巻第八章第一節「労働日の限界（Die Grenzen des Arbeitstags）」でのマルクスの例解を噛み碎いて説明すべき順番である。合理的な労働条件の下で30年の労働力の耐用期間をもつ平均的な労働者を想定して、労働日の法外な延長により3日かかってようやく回復できるほどの労働支出が行なわれ労働力の耐久期間が10年に縮まると仮定されるマルクスの例解に従えば、労働日が或る大きさをこえると労働力の消耗度が加速度的に増加することを勘案して労働力の日価値は3倍に膨れるけれども、過長労働にもとづく疲労回復に日数を要する関係上3日間に1日働くことができるだけであることから、30年間健康に働く標準的な労働者と比較して、労働力の全価値は労働力の耐用年数の10年への圧縮に照応して $\frac{1}{3}$ に減少することになる。この場合、労働力の日価値は労働力の損耗が過長労働のために幾何級数的にふえるせいに追加支給される割増分を含めて文字通り満額完全に支払われるのに反して、毎日の過度労働の長期的な帰結として労働力の平均的な耐用年数が30年のところを10年という期間に短縮され、結局労働力の全価値が通常の場合の $\frac{1}{3}$ に切り詰められることになったのである⁽⁴⁾。

「平均労働者が合理的な労働基準のもとで生きて行くことのできる平均期間が30年だとすれば、きみが毎日ぼくに支払うぼくの労働力の価値は、その全価値の $\frac{1}{365 \times 30}$ すなわち $\frac{1}{10950}$ である。だが、もしもきみがそれを10年で消費するならば、きみはぼくに毎日その全価値の $\frac{1}{3650}$ の代わりに $\frac{1}{10950}$ を、つまりその日価値のたった $\frac{1}{3}$ を支払うだけであり、したがって毎日ぼくからぼくの商品の価値の $\frac{2}{3}$ を盗むのである。きみは、三日分の労働力を消費するのに、ぼくには一日分を支払うのだ。これは、われわれの契約にも商品交換の法則にも反している。」（*Kapital*, I, S. 248）

われわれの理解によれば、マルクスの例解の場合労働力の日価値の完全な支払いが前提された上で、長年にわたる過度労働の繰り返しによって労働力の耐用年数の短縮化のため、労働力商品が標準的寿命の下で本来もつ全価値の $\frac{1}{3}$ が

盗まれると主張されているように思われる。なるほど、マルクスの例解における次の文言すなわち資本家によって労働力の日価値の $\frac{1}{3}$ だけが過度労働に対して支払われるにすぎないという文言の存在が不等価交換の想定の外観を与える。しかし、労働力の日価値の $\frac{1}{3}$ だけが支払われるにすぎないという文言は、日々の過度労働により労働力の全価値が $\frac{1}{3}$ に減少する関係をもって標準的な期間機能する労働力の場合その日価値が $\frac{1}{3}$ に減少する関係に等しいものと翻訳して表現したにすぎないように思われる。もしマルクスの例解は労働力に対する日々の支払いがその価値以下で行なわれるという想定に立つとするならば、労働可能期間にわたる労働力の全価値に関して云々する必要性など全然存在しない。また、マルクスの例解が労働力の日価値に関して不等価交換の想定に立つとすれば、労働者の権利としては直接には労働日の制限ではなく労働力の価値通りの賃金支払いの要求が生じるように思われる。念のためにいえば、もちろん労働力商品に対する日々の支払いが不十分なために疲弊がつのって労働力の耐用期間が短縮され労働力のもつ全価値が減少してしまうという場合もある。しかし、労働力の耐用期間の短縮とそれに伴う労働力のもつ全価値の減少を帰結するためには、日々の不等価交換の想定は必要でないばかりか、問題の混乱要因の導入を意味するように思われる。けだし、日々の不等価交換に対する労働者の要求は直接には労働力の日価値の支払い要求であるからにはかならない。マルクスの例解にあって、労働力の日価値が完璧に支払われると前提されながらなおかつ過度労働が商品交換法則に反するというのは、過度労働による労働力の耐用年数の短縮に伴い労働力が本来的にもつ価値が全部的に実現できないからである⁽⁵⁾。従って、過度労働によって労働力の耐用年数が圧縮されその全価値の実現があやうくなる限りでは、労働者は、労働力が本来的にもつすべての価値を実現できるだけの長さの労働時間を商品交換法則に内在して要求する権利をもつ。だから、マルクスのいうところの労働者が要求する「正常な長さの労働日」(Kapital, I, S. 248) とは、剩余労働が労働力の標準的な寿命を切り詰めることのない合理的な範囲内での労働時間を指す。

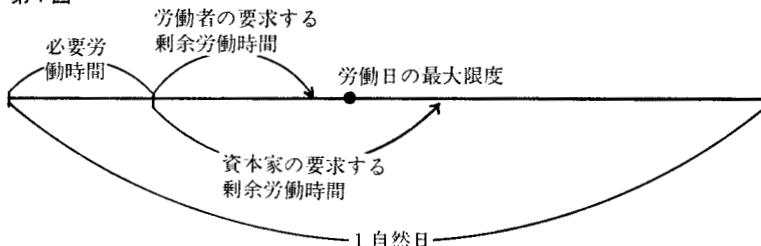
それゆえに、総じていえば、商品交換法則から労働日の長さに関する二つの

相異なる権利が生じるのは、使用価値と価値という労働力商品の二要因を資本家と労働者とが労働力商品の買い手または売り手としてそれぞれ一方的に代表する事実に起因する。とりわけ労働者は、労働力商品の売り手として一般商品の売り手と全く同様に自分の所有する商品の価値の完全な実現を要求する立場から、労働力がその標準的な耐用年数だけ持続するような限度内に日々の労働時間を制限するよう独自の権利を主張するのである。因みに、「ほかの売り手がみなやるように、ぼくは、自分の商品の価値を要求するがゆえに、標準労働日を要求する」(*Kapital*, I, S. 249, 圈点一頭川)とマルクスは労働日の制限に関する労働者の固有な権利の生じる淵源を表現しているが、労働力商品の価値実現という一経済法則から標準労働日の要求が生じるという一文は、資本家の権利が商品の二要因のうちの使用価値に対応するのに反して、労働者の権利が価値の実現に照応して生じる関係を端的に示したものにほかならない。まさに、労働時間に関する資本家と労働者の相異なる独自な権利は、それぞれが取得する労働力商品の使用価値と価値とに対応する。要するに、資本家は、労働力商品の買い手=使用価値の取得者として労働力の使用価値を最大限活用する独自な権利を主張し、労働者は、労働力商品の売り手=価値の取得者としてその全価値の十全な実現の立場から労働日を労働力の耐用期間を縮めない長さに制限する独自な権利を主張するのである。

かくて、資本家は、労働力商品の日価値を過不足なく支払いつつその使用価値を取得する買い手の立場に立つ限り労働日を無限に延長する権利をもつのに反して、労働者は労働力商品が本源的に有する全価値を実現すべき売り手の立場において労働日をもって標準的な寿命を保証する長さに制限する権利をもつのであるから、労働力商品の買い手である資本家の権利とその売り手である労働者の権利とは正反対の関係に立つ。より煮詰めていえば、資本家は、労働力の肉体的・精神的限度をこえる無制限労働日を要求するのに対して、労働者は、少なくとも平均的な寿命を生きのびるために労働日の最大限度をこえない制限労働日を要求するのであるから、一方の要求はそれぞれ他方の要求を機械的に反発する二律背反の関係に立つ(第1図)。労資の権利が二律背反の関係

に立つのは、労働日の最大限度をこえる無制限労働日の要求とそれをこえない制限労働日の要求との間に共通項が存在しないことに起因する⁽⁶⁾。

第1図



以上、われわれは、労働日に関する資本家と労働者との対照的な権利は、それぞれが労働力商品の買い手と売り手として取得する使用価値と価値の属性に起源をもつ所以を突きとめた。

- (1) 因みに、マルクスは、労働力商品の価値通りでの販売という前提のうちには、その労働力の価値によって労働力に生じた疲労が回復されるという要件だけでなく、「労働能力が一定の正常な期間たとえば20年の間再生産されあるいは維持される」(MEGA, II/3・1, S. 161, 『資本論草稿集』④, 161ページ)という要件も含蓄されているという明示的叙述を残している。
- (2) マルクスにおける標準労働日の概念規定は『資本論』体系において首尾一貫性をもつと思われるが、従来学界の一部においてマルクスの概念規定とはかけはなれた標準労働日に関する二つの考え方が併存している。標準労働日をもって一種以上の生産部門で統一的に適用される共通の労働時間であると解する見解(内海義夫『労働時間入門』労働旬報社, 1963年, 16ページ, 同「労働時間」阪市大経済研究所編『経済学辞典』岩波書店, 1965年, 1200ページ, シドニー & ベアトリス・ウェップ『産業民主制論』法大出版局, 高野岩三郎監訳, 391ページ)と国家によって法定された労働日とみなす見解の二つがそれである。しかし、いずれの見解もマルクス本来の概念規定とは背馳したものである。両者の見地には、標準労働日という場合の標準とは本質的に労働日の長さそのものについての概念規定だという要点の認識不足があるが、まず前者の考え方について指摘すれば、標準労働日は複数の資本間あるいは生産部門間における労働日の横断的な共通性とは関係ないように思われる。「標準的な労働時間を越えて資本家が労働能力を使用すれば、彼は労働能力を、それとともにまたその価値

を破壊する（zerstören）ことになる。」（MEGA, II/3·1, S. 161, 『資本論草稿集』④, 161ページ）「われわれは、標準労働日（Normalarbeitstag）を労働能力の使用と価値増殖の利用にとっての限度と見なす。」（Ibid., S. 164, 『資本論草稿集』④, 164ページ）たとえば、「標準労働日の限界を越える労働時間の延長」（*Mehrwert*, III, S. 224）という注目すべき文言はその労働時間延長が社会全体で一様に実施されたとしても妥当する規定として使われている。但し、次の標準労働日という用語は文字通り平均的・一般的な労働時間というほどの意味をもつと解される。「北アメリカ共和国の現在まで最も自由な州で、12歳未満の子供の労働の国家的制限として布告されているものは、イギリスでは17世紀の半ばごろにはまだ血氣盛んな手工業者やたくましい農僕や巨人のような鍛冶工の標準労働日（normaler Arbeitstag）だった。」

（*Kapital*, I, S. 287）また、後者の考え方についていえば、「法律によって制限された標準労働日」（*Kapital*, I, S. 431）という文言が示す通り、マルクスにあっては法定と標準とは概念上峻別されるという認識が先ず必要であると思われる。更にいえば、『資本論』第I卷第八章第一節でマルクスが労働者の権利として標準労働日の要求を掲げる場合も、その標準労働日は労働者に平均寿命を保証する労働時間の長さにのみかかわり法定労働日という事柄には関係しないように思われる。

- (3) 一見すれば労働者の権利に関するマルクスの立論は不等価交換の想定に立つかにみえる。たとえば、河上肇『資本論入門』（改造社、1932年）には、「一日分の労賃を支払っておきながら、事実において三日分の労働力を消費するといふことは、明かに商品法則の侵害である」(558ページ)という指摘がある。表現をかえていえば、労働者の権利の理解をめぐる難解さは、マルクスの例解があたかも不等価交換の仮定に立つかに映りがちなところにある。というのも、もしマルクスの例解が過度労働による不等価交換の想定に立つとすれば、マルクスの例解は労働時間が延長される際には常に労働力の価値に照応した賃金要求が生じるという堂々めぐりの循環論法に陥るよう映じるからである。つまり、マルクスの例解が不等価交換を前提するとすれば、そこからは人は労働日短縮の要求を導出できないという理論上の迷路に必ず陥るのである。しかし、マルクスの例解が不等価交換の想定に立つとみなしつつ労働日の制約に関する権利を導出できないのは、前提条件の取り違えに端を発する自縄自縛の結果でしかないように思われる。等価交換の想定上でなおかつ労働日の制限を要求する労働者の権利を内在的に析出するところにマルクスの理論の切れ味がある。

- (4) 労働日制限に関する労働者固有の権利を労働力と労働者の生きた主体的人格との不可分性から引きだそうと試みるごく常識的な主張が、鈴木鴻一郎編『経済学原理論』（上）（東大出版会、1960年）118—20ページにある。そこでは、労働者は生産過程において主体的人格が奪われその外部でのみ生きた人格を回復できるがゆえに、できる限りの労働日の制限を要求しようと主張されている。しかし、労働力と生きた

人格との一体性から労働日制限の権利を説く見解は、商品交換法則そのものから内在的に労働者の固有な権利を導出するマルクスの学説と本質的に相異なる外在的な説明である。けだし、鈴木説の場合、労働日制限の根拠がかろうじて労働力と生きた人格の一体性から引きだされ、労働力商品売買そのものに求められていないからである。

- (5) 現時点で『資本論』の労働時間論研究の最前線をゆく萩原進「『資本論』の労働時間論」（『経済志林』第38巻第3・4合併号、1971年）と山本哲三『資本論と国家』（論創社、1983年）においてさえ、商品交換法則には労働日制限に関する労働者の特有な権利は内在せず、労働時間の規定に際して商品交換法則を媒介する必要がないとされている。「商品交換の法則は、労働力商品の二大交換条件である労働力の価格と労働時間のうち、一方の労働力の価格決定に対してのみ機能し、労働時間の決定には何ら機能しない。」（萩原、同上、300ページ）「労働力が価値どおりに販売されるということは、少しも労働力消費の在り方を規制するものではない。」（山本、同上、100ページ）
- (6) ここでマルクスが労資の権利の対立をもって注意深くも矛盾ではなく二律背反（Antinomie）と規定している事実に注意を喚起すべきである。マルクスが第二篇「貨幣の資本への転化」で規定した $G-W-G'$ に内在する矛盾が教える通り（拙稿「貨幣の資本への転化とは何か」『高知大学学術研究報告（社会科学）』第31巻、1982年 参照），矛盾概念の場合、それを構成する二つの契機がともに同時に満足される解決形態が存在する。たとえば $G-W-G'$ に内在する矛盾の場合、対象化された労働よりも大きな生きた労働を表わす労働力商品の存在は、剩余価値が流通部面から発生しなければならないと同時に流通部面からは発生することができないという矛盾の両面を同時に満足させる。これに反して、二律背反概念の場合、対立的な二つの契機を同時に満たす解決形態は存在しない。矛盾と二律背反という二つの概念を区分するメルクマールは、対立的な二契機を同時に満足させる解決形態の有無にあるようと思われる。

三 標準労働日と商品交換法則

われわれは、前節において、労働力商品の価値通りでの販売という条件のうちには平均寿命を保証する長さへの労働日の制限という合法則的な権利が内含されている秘密をえぐりだして、労資の権利は二律背反の関係に立つという論理次元にまで議論を進めた。いうまでもなく、労働日をめぐる労資の権利はそれぞれが譲歩可能な労働日の共通領域をもたない限りでは、労働日の限界は正面衝突する 2 つの権利そのものからは定まりようがない。そこで、マルクスに

従えば、商品交換法則に照らして正当な権利と権利との間では階級闘争が労働日の限界を具体的に決定することになるが、通例労働力商品の交換法則が標準労働日を根底から規定する両者の因果関係が閑却される反面で、階級闘争と標準労働日との関連のみが一方的に着目され、詰まる所、労資の力関係のおもむくままに労働日の長さが決まるとみなされがちな傾向にある。しかし、先回りしていえば、自立した資本主義体制の基礎上では、労働日は労働力の商品交換法則を離れて階級闘争そのものによって無限定的に規定されるというのはマルクスの真意と正反対であるように思われる。一般に産業資本の確立に伴う労働者階級の確立によって、平均的な寿命が短縮されない範囲に労働日の長さを制限する標準労働日が獲得されるけれども、労働者階級の反抗がかちとる標準労働日は、無際限な搾取を押さえる階級闘争によって労働力商品の価値法則が媒介されて貫徹する必然的な帰結をなすというのがマルクスの最大の力点ではないかと考えられる。つまり、標準労働日は労働力商品に関する商品交換法則の貫徹する具体的な帰結をなし、階級闘争は労働力商品の価値通りでの販売を侵害する資本の無際限の搾取を制限する役割を演じることにより商品交換法則を媒介するにすぎないように思われる。そこで、本節では、自立した資本主義体制の基礎上での標準労働日は、階級闘争に媒介された労働力に関する商品交換法則の具体的な貫徹形態をなす理由を考察する。

第二節で触れた通り、標準労働日とは消耗した労働力が日々正常に再生産され平均的な寿命が保証される長さの労働時間を指す概念であるが、その標準労働日は、普通14時間にも及ぶ産業革命期(1760～1830年ごろ)における無制限労働日の時代⁽¹⁾⁽²⁾を経て労働者階級が確立し労働者の反抗の高まりに伴って法定されるに至った事実については、以下のマルクスの引用文が示す通りである。

「やっと、1833年の工場法—綿工場・羊毛工場・亜麻工場・絹工場に適用される—以来、近代産業にとって標準労働日 (Normalarbeitstag) が現われはじめる。」(*Kapital*, I, S. 295)

「標準労働日の創造は、長い期間にわたって資本家階級と労働者階級とのあいだに多かれ少なかれ隠然と行なわれていた内乱の産物である。」(*Ibid.*, S.

316) 「しだいに高まる労働者階級の反抗が国家を強制して、労働時間の短縮を強行させ、まず第一に本来の工場にたいして一つの標準労働日を命令させるに至った。」(Ibid., S. 432)

実際、マルクスが自立した資本主義体制の基礎上での労働日をもって標準労働日の枠内にあると一般理論上仮定する根拠は、産業資本の確立した前提上では標準労働日を決定する工場立法が支配的になるという史実に裏付けをもつ。

「われわれは、ここでは総じて、労働者は彼の労働能力をその価値で売ると仮定するのであるが、それに加えてわれわれは、総時間つまり必要労働時間と剩余労働時間との合計はたとえそれが12時間・13時間・あるいは14時間と置かれようとも、標準労働日 (Normalarbeitstag) を越えないと仮定する。」(MEGA, II / 3・1, S. 161, 『資本論草稿集』④, 161ページ, 圈点一頭川)

因みに、イギリス工場立法史上に新紀元を画する1833年の工場法は繊維産業に働く18才までの年少者だけを保護対象に据えた限定的な法律であったが、その1833年工場法によれば、18才から13才までの年少者に関して1日12時間労働（但し1日最低1時間半の食事・休憩時間を含む）・1週69時間労働が最長限度と定められ、夜8時半から朝5時半までの夜間労働が年少者と婦人について禁止された。1833年工場法より以前にすでに世界最初の工場立法＝労働時間規制法といわれる1802年の工場法を始め五つの工場法が制定されながら1833年工場法が歴史上名高いのは、1833年工場法で初めて工場法の特別の番人として中央政府直属で専任のスタッフからなる工場監督官制度が実質的に整備され機能することになったためである⁽³⁾。内務大臣直属で有給の4名の工場監督官は、操業中の工場へ自由に立ち入って調査尋問を行ないかつ証人喚問して証言させる権限をもった⁽⁴⁾。マルクスが『資本論』第Ⅰ巻第八章や第十三章で頻繁に引用している『工場監督官報告書』は、1833年工場法によって年2回（4月と10月）内務大臣宛て提出が義務づけられて始まったものである。ついで、1844年の追加工場法で婦人労働者に対する1日12時間労働の制限が定められたが、高揚するチャーチスト運動と手を携えるかっこうで10時間運動が盛りあがって年少者と婦人の労働日を12時間から10時間に短縮する1847年法が成立した⁽⁵⁾⁽⁶⁾。

当時の工場法の2本柱をなす1833年法と1847年法において、基本的な規制対象が綿工業で働く年少者と婦人であったのは、綿工業が産業革命の基軸的産業として機械制大工業を代表的に担い、綿工業労働者の約7割が年少者や婦人などで占められていた事実に由来する。周知の通り、マニュファクチュアが機械制大工業に転換しはじめる1760年の産業革命の開始以来労働日の無限な延長が生じたのは、最新鋭機械の道徳的摩損を極力回避しようという資本の内在的衝動に加えて、機械制大工業の下での単純労働化による長時間労働の可能化⁽⁷⁾と成年労働者の過剰化が急激に進展してその抵抗が緩和したことによる。

そこで、標準労働日の制定はマルクスの叙述に照らして自立した資本主義体制の下で前提してよい事実であるから、標準労働日は労働者の組織的な反逆によって成立する⁽⁸⁾と理解して能事終われりとみなす見方が不可避的に発生するのである。しかし、標準労働日をもって階級闘争の産物だとみなして満足する主張は、労働力商品に関する商品交換法則と階級闘争との間に万里の長城を築き、前段での商品交換法則に関する考察を無用の長物たらしめる点で、『資本論』の労働時間論の通俗化にすぎないように思われる。われわれの理解によれば、労働者の反抗は、資本家の無制限な搾取を押さえることによって、価値通りでの商品交換法則の貫徹を媒介するのであり、その労働力に関する商品交換法則の具体的な貫徹形態が労働者に対して平均寿命を保証する長さの標準労働日の制定にほかならない。すなわち、マルクスが明言する通り、なるほど労働日の限界は、二律背反の権利が商品交換法則から同等に発する限り、即決まらない。「まったく弾力性のあるいろいろな制限は別として、商品交換そのものの性質からは、労働日の限界（Grenze）は、したがって剩余労働の限界も、出てこないのである。」（*Kapital*, I, S. 249）しかし、労働力商品の価値通りでの販売つまり平均寿命を保証するだけの長さの労働時間という契機なしには、商品交換法則＝労働力商品の価値法則は廃棄されてしまうことになる。まさに、発達した資本主義体制で曲がりなりにも確立する標準労働日とは、労働力商品の価値通りでの販売を保証する要件にほかならない。その意味では、標準労働日の獲得によって成り立つ価値通りでの労働力商品の販売とい

いう事態は、労働力に関する商品交換法則の文字通りの貫徹形態にほかならない。問題の一つの焦点は、買い手である資本家のもつ正当な権利が標準労働日の成立によって制限されるのに反して、なにゆえに標準労働日の成立が商品交換法則の貫徹たりうるのかという点にある。労資の二律背反の権利がともに等しく商品交換法則から発する以上、資本家の権利が制限され労働者の権利が通るならば、通常、標準労働日は商品交換法則をこえたより高次の次元に属するとみなされがちである。しかし、労資の対立する二つの権利が同じ商品交換法則に由来するとしても、標準労働日という労働者側の権利の実現は商品交換法則の貫徹を意味する。なぜならば、標準労働日が成立して過長労働時間に対する資本家サイドの権利が制限されたとしても、それは剩余労働そのものの単なる大きさの制限を意味するにすぎないからである。換言すれば、労働力商品の独自な使用価値は必要労働をこえる余分な剩余労働の創出にあるが、標準労働日の成立という事実によっては労働力商品が固有にもつ剩余労働の創造という使用価値は少しも止揚されないと同時にその価値通りでの販売が最大限といっても、労働者にとって標準労働日は弾力的な幅をもつ労働日の最大限度上に存在して単に正常な寿命を大幅に短縮しないぎりぎりの長さの労働時間をいうにすぎない⁽⁹⁾。まさしく、商品交換法則とは、一言にして定義すれば、売り手が買い手に対して商品の価値と引き換えにその商品のもつ独自な使用価値を譲渡することである。従って、労働者による標準労働日の獲得によって労働力商品の独自な使用価値が止揚されないと同時にその価値通りでの販売が保証されるがゆえに、標準労働日の成立は商品交換法則の貫徹を意味する。だから、標準労働日の成立が商品交換法則を実質的に媒介する事実に着目する限り、標準労働日は、商品交換法則の手の届かない聖域で階級闘争により決定されるのではなく、階級闘争が商品交換法則の媒介者として機能するその必然的帰結であるとみるべきである。もともと標準労働日をめぐる争いは、直接には商品交換法則に根拠をおいて発生し労働力商品の売り手と買い手によって担われる所以であるから、標準労働日は商品交換法則を離れて成立することはありえないと考えるべきである。標準労働日とは労働力商品の価値通りでの販売を保

証する長さの労働日であるから、階級闘争が商品交換法則をこえた領域で独立的に労働日の長さを決定するという論法は、標準労働日概念の閑却の産物にはほかならない。

かくて、労働力商品に対して価値通りでの販売を保証する標準労働日は、階級闘争により直接規定されるのでは全然なく、階級闘争の圧力に伴う商品交換法則の貫徹により成立することを究明した。従って、階級闘争の媒介による商品交換法則の貫徹にもとづいて標準労働日が成り立つという確たる事実からすれば、第八章「労働日」の核心たる位置を占める第一節「労働日の限界」の大半が商品交換法則に内在する二つの権利の由来に費やされた謎はおのずから氷解するように思われる。労働者が労働力商品の売り手の権利としてその価値通りでの販売を要求しつつ階級的な反抗によって標準労働日が実現するとすれば、標準労働日は階級闘争にバック・アップされた商品交換法則の貫徹形態に等しいからである⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。因みに、労働日の限界は売買関係の本性によって与えられていないかに見えるというマルクスの次の主張は、本質的にはその逆であることの婉曲な表現にはかならない。「現実の生産過程における労働時間の長さがどれほどの大きさにまで延長されるかということは、……関係そのものの本性によって与えられているのではないよう見える(scheinen)。」

(MEGA, II/3·1, S.160,『資本論草稿集』④, 160ページ, 圈点一頭川)

翻っていえば、労働力商品の二大交換条件である賃金と労働時間とはともに実際上は労働契約の際に同時決定されるのに反して、賃金の本質としての労働力の価値の方は第二篇の単純流通次元上で規定され労働時間の方は第三篇の生産過程次元上で規定される理由は、商品交換法則によって究極的に規定される標準労働日が生産過程での資本の無限な搾取を制限する階級関係に媒介されて成り立つ事実に由来する。階級概念は本質的に生産過程での資本家と労働者との固有な関係にかかわるからである。これに反して、賃金の本質である労働力の価値の場合は理論上労働力商品の再生産に要する必要労働時間によって一義的に決定されるから、第二篇の単純流通次元上で規定可能であったのである。念のためいえば、第二篇で労働力商品の二大交換条件のうち一方の労働力

の価値のみが規定されたとしても、他方の労働時間については平均寿命を保証する長さの標準労働日に決定されるものとして労働力商品の価値規定のうちに即自的に含まれていると考えるべきである。

以上、われわれは、本節において、標準労働日は階級関係に媒介された商品交換法則によって規定されて成り立つことを主張した。

- (1) 1815年当時14時間労働が通例であったという記録がみずからもニュー・ラナークの綿工場主であったロバート・オーエン（1771—1858）の自叙伝にある（『オウエン自叙伝』岩波文庫、五島茂訳、212ページ）。これに反して、産業革命以前までは概して10時間労働がイギリスでは一般的であった。「17世紀のあいだは、また18世紀のはじめの3分の2のあいだでさえ、10時間労働日がイギリス全土のふつうの労働日であった。」（マルクス『貨金・価格・利潤』国民文庫、横山正彦訳、74ページ）
- (2) 1日あたり労働日の延長だけでなく休日なしの1週7日制の実施もまた、産業革命期における無制限労働日の一構成要素であった。産業革命以前のカトリック諸国では日曜日の休日に加えてほとんど毎週1日の聖徒祭日の休日があったといわれる（J・クチンスキ『絶対的窮乏化理論』〔前掲〕226ページ）。ついでに、付け加えていえば、産業革命は無制限労働日の創出と同時に昼夜交替制を新しく創造した。資本は昼夜交替制の採用によって操業時間を労働者各自の労働時間に拘束されずに延長でき、もって固定資本の償却時間を短縮するとともにその集約的利用を可能にする。
- (3) 世界史上最初の労働時間規制法である1802年の工場法（「徒弟の健康と風紀の保護に関する法律 (An Act for the Preservation of the Health and Morals of Apprentices and others)」）には工場監督官制度に関する条項は存在したが、各州2名の工場監督官は治安判事や牧師との兼職であったことや工場制度に対する専門知識の欠如あるいは地域的な人間の結びつきなどのため機能しなかったといわれる。綿工場と毛織物工場に規制を加える1802年工場法は、1601年にエリザベスI世の下で制定された旧救貧法にもとづく教区徒弟（両親貧困のため教区が親代わりになってその児童を親方をさがして奉公にだし、男子は24才まで女子は21才または結婚まで職業教育を施して自立させる制度）を保護対象にした立法で、最長労働時間が食事時間を除いて12時間労働に規制された。因みに、当時の教区徒弟の労働時間は多くの工場で体力の完全な消耗以外に限界がなく、14時間から16時間ときには18時間にもおよんだ（多くて40分の食事時間も含む）といわれる（P. マントウ『産業革命』東洋経済新報社、徳増・井上・遠藤共訳、588ページ）。1802年法の成立事情や詳しい内容紹介については、尾形利雄『産業革命期におけるイギリス民衆児童教育の研究』校倉書房、1964年、小山路男『西洋社会事業史論』光生館、1978年、佐野稔「イギリス初期工場立法の一考察」『経済学』第2号、1952年などを参照せよ。

- (4) 「労働者階級のために不滅の功績を立てた」 (*Kapital*, I, S. 238) とマルクスに称賛されたレナード・ホーナー (1785—1864) は、1833年工場法 (*An Act to regulate the Labour of Children and young Persons in the Mills and Factories of the United Kingdom*) を根拠法として任命された4人の工場監督官のうち1人であった（工場監督官としての在職期間は1833年から1856年まで）。なお、『資本論』第I巻第八章第六節でマルクスが1833年法とともに工場法の双璧と位置づけた1847年法の正式名称は、*An Act to limit the Hours of Labour of young Persons and Females in Factories* である。
- (5) 周知のN.W. シーニア (1790—1864) の最終一時間説—『資本論』第I巻第七章第三節一は、1833年法が施行され次に10時間運動が始まるとする1837年に労働時間短縮に反対するブルジョア・イデオロギーとして考案されたものである。それは、生きた具体的有用労働が新価値を付加すると同時に生産手段の生産的消費により価値移転作用を果たすという同一労働の二面的機能の誤解の産物である。但し、現時点できさえ生きた具体的有用労働が生産手段の価値移転作用を果たす根拠について必ずしも共通認識が確立していない。
- (6) B. L. ハチンズ & A. ハリソン 『イギリス工場法の歴史』 (*A History of Factory Legislation*) (新評論、大前・石畠・高島・安保共訳、原書1903年初版) は、イギリス工場法に関する代表的な古典的文献である。第2次大戦後までのわが国を含めた世界の労働時間の流れについては、内海義夫氏の力作『労働時間の歴史』(大月書店、1959年) をみよ。
- (7) 「機械の充用の根本原理は、熟練労働を単純労働に替えることである。」 (MEGA, II/3·1, S. 294, 圈点—マルクス、『資本論草稿集』④, 294ページ)
- (8) 大河内一男氏によれば、階級闘争は社会政策実現のための一つの契機をなすにすぎず、その内在的必然性は資本の再生産のための労働力保全の必要性にあると主張される（たとえば、前掲「マルクス主義と社会政策」を見よ）。しかし、労働力保全の必要性が社会政策としての工場法の内在的必然性を形成するという主張にも労働運動はその実現のための一つの契機にすぎないという主張にもともに根本的疑問をさしはさむ余地がある。本文で展開した通り、マルクスに従えば、標準労働日は商品交換法則あるいは労働力商品の価値法則の貫徹形態であるから、商品交換法則こそ工場法の内在的根拠をなし、労働運動の圧力はその商品交換法則の貫徹を媒介する決定的な契機である。資本蓄積の円滑な進展のため労働運動は労働力保全の必要性を認識する「社会的総資本の合理性」（同上、169ページ）の実現を補完する役割を演じるのでなく、資本の無制限な搾取欲の抑制によって商品交換法則の貫徹を支えるのである。『資本論』第I巻第八章第一節で説明される労働力の商品交換法則に関する立ち入った考察の欠如によって、労働力商品の社会的総資本による保全の必要性が工場立法成立の内

在的根拠だという大河内理論が生じたように思われる。なお、工場法に関する大河内理論と同じ見解は、ローザ『経済学入門』（前掲）379—80ページにある。

- (9) 「資本主義的生産の歴史では、労働日の標準化は、労働日の限界（die Schranken des Arbeitstags）をめぐる闘争として現われる。」（*Kapital*, I, S. 249）従って、マルクスは、グレンツェ規定を経済法則から切断する一方で、勢力決定説への一面的傾斜によりシェランケ規定を放棄したという批判は見当違いの主張である。
- (10) 但し、工場法をもって労働者の反抗の産物と規定するマルクス説に対して、1833年法や1847年法において成年男子労働者が規制の対象外であった事実や工場法の内容が労働者サイドの要求事項とかなり掛け離れていた点あるいは開明的な大工場主が工場法制定において少なからぬ影響力を与えた事実を根拠とする異論がある（戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』未来社、1966年）。戸塚説によれば、原生的な労働関係の克服をめざす開明的な主導的資本にとって、過長労働は労働力を早期に消耗させると同時に生産機構の合理化を妨害するゆえに、工場法制定の必然性をもつといわれる（同上、348—54ページ）。なお、諸資本間の競争条件の平等化と労働力の順当な再生産とを志向する先進的な資本の意図が工場法として具体化したとみなす戸塚説に近い考え方には石畠良太郎「産業資本主義段階と社会政策」（石畠良太郎・佐野稔編『現代の社会政策』有斐閣、1980年）がある。
- (11) 相沢与一「剩余価値生産の発展と工場立法」（『講座資本論の研究』第2巻、青木書店、1980年）には、工場法による標準労働日の制定をもって「価値法則にもとづく階級闘争の産物」（同上、196ページ、圈点一頭川）と把握する見解の提示がある。但し、労働日の標準化に際して価値法則を「経済的必然性」（同ページ）と規定する一方で階級闘争を「社会的必然性」（同ページ）と区分される考え方はわれわれの議論とやや異なる。

四 労働日と労働強化

一いわゆる交差点規定の含意一

われわれは、これまでの行論の中で、労働者は、その階級としての確立に伴い資本家側の無制限の搾取欲を押さえて平均的な寿命を保証するだけの標準労働日をかちとり、もって労働力に関する商品交換法則の貫徹を媒介する脈絡を分析した。しかし、『資本論』第I巻には労働力商品の価値法則が労働者の圧力を媒介にして実現され標準労働日を規定するという第八章の中心理論のほかに、更にあたかも一時間当たり生産量と労働時間との積が最大になる点で労働時間が決まると主張されているかに見える第十三章の見解がある。従って、も

し第八章の労働時間の中心理論と第十三章のいわゆる交差点規定との内在的脈絡如何を説明しない限り、両者から基本的に成り立つマルクスの労働時間論を体系的に理解できないことになる。けだし、生産量が最大になるような最適労働時間に労働日が決まると説いているかに読める第十三章のいわゆる交差点規定によれば、第八章の説明は概念上排除され、両者は深刻な前後撞着の関係に立つからである⁽¹⁾。そこで、本節では、第十三章で展開されたいわゆる交差点規定のもつ含意を掘り下げ、もって交差点規定が『資本論』の労働時間論に対して占める位置づけを明確化する。いうまでもなく、第八章での労働時間の中心理論に対して第十三章での交差点規定が体系的に上積みされて構成された全体がマルクスの労働時間に関する基本理論を形成する。以下の考察によって、第十三章のいわゆる交差点規定をもって最適労働時間論の一種だとみなす見解は妥当しない事実が明らかになるはずである。

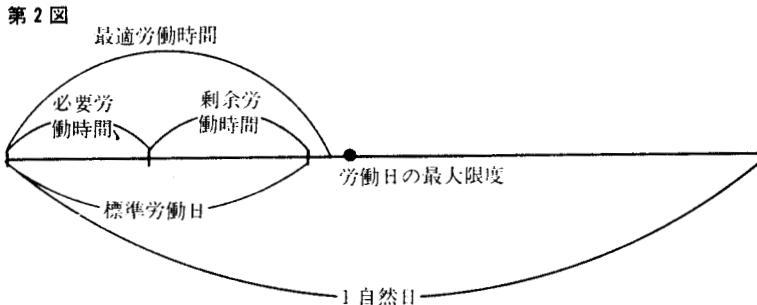
マルクスは、第十三章第三節C「労働の強化」冒頭で、第八章の考察を振り返って、先ず労働日の無限的な延長は労働者の反抗に遭遇して標準労働日を招來したと簡単に要約する。そして、イギリスでは過去半世紀にわたる産業革命の期間中労働時間延長と労働強化とは手を携えて進展したという事実を指摘し、続けて後世において交差点規定と呼ばれる説明を以下のようにすばり展開する。「だれにもわかるように、一時的な発作としてではなく、毎日繰り返される規則的な均等性をもって労働が行なわれなければならない場合には、必ず一つの交差点(*ein Knotenpunkt*)が現われて、そこでは労働日の長さ (*Ausdehnung des Arbeitstags*) と労働の強度 (*Intensität der Arbeit*) とが互いに排除し合って (*ausschließen*)、労働日の延長はただ労働の強度の低下だけと両立し、また逆に強度の上昇はただ労働日の短縮だけと両立するということにならざるをえない。しだいに高まる労働者階級の反抗が国家を強制して、労働時間の短縮を強行させ、まず第一に本来の工場にたいして一つの標準労働日を命令させるに至ったときから、すなわち労働日の延長による剩余価値生産の増大の道がきっぱりと断たれたこの瞬間から、資本は、全力をあげて、また十分な意識をもって、機械体系の発達の促進による相対的剩余価値の生産に熱中した。」

(*Kapital*, I, S.432)

そこで、マルクスのいわゆる交差点規定は単位時間当たり産出量と労働時間との積が産出量の最大値を示す点で労働日の長さが決まると考える近代経済学流の最適労働時間論の一種ではないか⁽²⁾という疑問が必然的に発生する。労働強化は単位時間当たり産出量増加となって発現するから、労働強度と労働時間との積が最大値を示す交差点の存在を主張するマルクスの主張は、単位時間当たり産出量と労働時間との積が最大値を示す点で労働日が決まると提唱する最適労働時間論と事実上一致するからである。実際、われわれのサーヴェイによっても、マルクスのいわゆる交差点規定は最適労働時間論に属するとみなす考え方方が後をたたない⁽³⁾。しかし、いわゆる交差点規定が最適労働時間論だとすれば、それは第八章の労働日決定の中心理論と排除関係に立つことになるから、いわゆる交差点規定を最適労働時間論とみなす人々は第八章の労働日決定の中心理論を切り捨てていわゆる交差点規定一辺倒になってしまうのである。しかし、われわれの立場からいえば、いわゆる交差点規定が最適労働時間論の一種に見えるのは文字通りの表面的な外観にすぎない。第八章での労働日の決定理論を『資本論』の労働時間論の中心に固定すれば、一見それと排除関係に立つかに映じる交差点規定はその実最適労働時間論ではありえないという合理的な推論が成り立つ。労働者の反逆に媒介された労働日決定の中心理論と交差点規定との内的関連についてわれわれの到達した見解は以下に示す通りである。

すなわち、いわゆる交差点規定にこめられた含意を抽出する際、先ずもって最適労働時間に相当する交差点が潜在的に存在するという事柄⁽⁴⁾とその交差点で実際に労働日が決まるというもう一つの事柄とを概念上峻別してかかる必要性があるようと思われる。交差点の存在とその交差点での労働日の決定という二つの理論上相異なる事柄を暗黙のうちに混同するならば、いわゆる交差点規定をもって最適労働時間論の一亞種だとみなす取り違えが直線的に生じるのである。そこで、第2図のように、最適労働時間に相当する交差点の存在とその交差点での労働日の現実的決定という二つの事柄を厳格に区別して、労働支出量が最大となる労働日の長さが標準労働日よりも大きいものと仮定する。最適

労働時間<現実の標準労働日という大小関係の想定は、特定の長さの最適労働時間の存在の前提上でそれよりも短い標準労働日が事前に労働者の圧迫によりかちとられたという事柄に等しい。そうすると、標準労働日が決定されてもな



お労働強度が不变のままだとすれば、労働支出分量は標準労働日不变の前提上では以前に比較して減少してしまうことになる。しかし、マルクスの規定する交差点とは労働時間と労働強度とが互いに排除し合う分水嶺にはかならない。

従って、労働強度は労働力の作用時間に反比例すると考える限り、最適労働時間よりも短かい標準労働日の決定によって労働力の作用時間が短縮されたその労働損失分だけ単位時間あたりの労働力のより大きな緊張にもとづいて補償されることになる。つまり、労働力の作用時間と労働強度とが相互に排除し合う一つの交差点の存在を承認した上で、標準労働日が労働者の反抗により必ず最適労働時間の内側の点に決定されると理解するならば、標準労働日不变の前提上で最大限の剩余価値を取得する資本にとって労働の濃密化を達成すれば労働時間短縮分を補填できるということになる⁽⁵⁾。因みに、作業速度の増大と作業範囲の拡大とは労働強化=「労働時間の濃縮」(MEGA, II/3・1, S. 307, 『資本論草稿集』④, 307ページ)が行なわれる二通りの仕方である。

従って、以上の行論からすれば、第八章での労働日決定の中心理論に加えて第十三章でいわゆる交差点規定が展開される所以は、標準労働日不变の前提上で労働日の強制的短縮に伴う労働時間の損失分を労働強度の増大をもって補填する資本の行動様式が成り立つ客観的根拠を説くところにある。標準労働日が決定された瞬間から機械の導入が促進され労働の内包的拡大が一層進むと主張

するとすれば、資本による強制によって労働強化が可能であるのはなぜかという問題が問われることは必定だからである。因みに、標準労働日の基礎上で労働時間の逸失分を労働強化で穴埋めできると主張できるのは、労働時間と労働強度とが相互に排斥し合う交差点が存在するとともに、その交差点が既存の標準労働日よりも外側にある場合に限定される⁽⁶⁾。

翻つていえば、最適労働時間（交差点）<標準労働日→標準労働日の決定→労働時間短縮分の労働強化による補填 という一連の脈絡からすれば、以前よりも強められた労働強度を含む既存の標準労働日はそれ自体のうちに労働日の再度の短縮の必然性を即時に含蓄しているのである。

「資本にたいして 労働日の延長が法律によつて最終的に 禁止されてしまえ
ば、労働の強度の系統的な引き上げによつてその埋め合わせをつけ、機械の改
良はすべて労働力のより以上の搾取のための手段に変えてしまうという資本の
傾向は、やがてまた一つの転回点 (*ein Wendepunkt*) に向かって進まざるを
えなくなり、この点に達すれば労働時間の再度の減少が避けられなくなる。」
(*Kapital*, I, S. 440)

すなわち、最適労働時間（交差点）がいま標準労働日よりも長いと前提すれば、標準労働日決定に伴つて労働時間短縮分を穴埋めすべく労働の一層大きな濃縮化が行なわれる場合には、労働支出総量は平均寿命を保証する範囲内の日々の労働支出分量を必然的に突破することになる。労働者の側からいえば、既存の標準労働日の前提上で労働強化が促進され平均寿命を保証する範囲を上回る労働支出が強制される段階をむかえるや否や、既に獲得済みの標準労働日の成果は元の木阿弥と化すことになる。そこで、標準労働日の基礎上で労働強化によって労働支出分量が増加するため、再び平均寿命を保証する本来の標準労働日をかちとるための反撃が始まることになる。それゆえ、標準労働日法定に伴う労働日短縮分を労働強化で相殺しようと試みる資本の傾向の基礎上で、労働日の再度の減少が不可避であるのは、労働強度の増大が労働日の短縮とのみ両立する転回点をむかえるからではなく、労働強化による労働支出分量が平均寿命を保証する量を上回ることによって労働者の反発行動が強まることに起

因する。因みに、労働時間の短縮分を労働強化で償う資本の傾向は労働時間の再度の短縮を不可避にするという周知の一文には、「いま（1867年）ではもう八時間運動がランカシャで工場労働者たちのあいだに始まっている」（*Kapital*, I, S. 440）という注釈があることに細心の注意を払うべきである。また、労働日短縮運動の存在に関する特別の注釈がないとしても、標準労働日の前提上では労働強化が更なる労働日短縮を促進するという規定は、それ自身のうちに労働運動によるその媒介を直接含有すると考えるべきである。なぜならば、絶対的剩余価値生産という剩余価値生産の一般的形態に関する第三篇の中ですでに、労働者の反抗にもとづく標準労働日の一般的な決定方法が考察済みであるからにはかならない。つまり、労働者に対して平均寿命を保証する標準労働日が労働者の圧力に媒介されて初めて現実化するものと一般的に理解するならば、労働強度の上昇に伴う標準労働日そのものの再度の短縮には標準労働日を現実化せしめる労働者の圧力が内蔵されていることになる。労働強化に伴う労働時間の再度の短縮もそれ自体長さの異なるだけの標準労働日の制定である限り、標準労働日形成の媒介者である労働者サイドの圧力は同じようにそこに内蔵済みである。これは、直接的には労働生産性上昇とそれにもとづく必要労働時間の減少から成り立つ相対的剩余価値生産が剩余価値生産の一般的形態である絶対的剩余価値生産の成り立つ基本原理—必要労働時間をこえる労働日の資本による強制的延長—を常に前提しているのとまったく同じである。第十三章のいわゆる交差点規定のもつ含意を解く鍵は、すでに第八章で標準労働日成立の一般理論が構築済みである事実から推論して、最適労働時間<標準労働日なる大小関係の存在を看破することにあるように思われる。もし第八章での標準労働日の決定理論と第十三章での交差点規定とを上向的脈絡関係の中で把握しようと試みないならば、そこからは必然的に交差点規定=最適労働時間論という的を逸した見解が生じるのである。

以上、われわれは、本節において、いわゆる交差点規定は標準労働日の前提上で労働強度の増大可能な客観的根拠を提示するための理論装置をなす所以を解き、もって第八章での標準労働日の決定理論と第十三章での交差点規定との

重層的で首尾一貫した関係を析出した。

- (1) クチンスキイ『絶対的窮乏化理論』（前掲）139—40ページには、労働者の突き上げ増大といわゆる交差点規定の二契機が労働日短縮要因として無媒介的に両立できるかのように併記するだけの記述がある。しかし、内海義夫「労働時間の経済法則」（社会政策学会編『労働時間と職務給』御茶の水書房、1964年）7ページの指摘する通り、最適労働時間論に立脚すれば、労働時間は、生産能率の増大＝労働強度の増加に伴って自動的に短縮される関係上、労働者は資本家と協調して生産能率増大のために精を出すべきだという結論に到達し、最適労働時間論ははじめから労働者の反抗をバネとした標準労働日の決定理論と調和しない。
- (2) 近代経済学の最適労働時間論のコンパクトな説明についてはヒックス『賃銀の理論』（東洋経済新報社、内田忠寿訳、原書1932年初版）第五章四を見よ。そこでは、実際の労働時間は、労働者による賃金と余暇との選択によって最適労働時間以下になる傾向をもつと主張されている。ヒックスによって完成形態を与えた最適労働時間論の系譜を丹念にサーヴェイした貴重な研究に内海義夫『労働時間の理論と問題』（前掲）第4章「最適労働時間論への批判」がある。
- (3) 萩原進「『資本論』の労働時間論」（前掲）310ページ、山本潔『日本の賃金・労働時間』（前掲）174ページ。
- (4) 労働時間の長短が総産出量に及ぼす影響を考察した名高い古典的文献に、イギリスのH. M. ヴァーノン（1870—1951）の著作『産業疲労と能率 (Industrial Fatigue and Efficiency)』（大同書院、小川忠蔵訳、原書1921年初版）がある。第一次大戦勃発後生産増強の必要上軍需工場でどんどん労働時間の延長が図られたにもかかわらず、生産量が必ずしも増加しなかったので、政府の命令を受けてその原因を研究したのが英国産業衛生調査局調査員であったヴァーノンの著作にはかならない。ヴァーノンの報告の一つによれば、信管体旋装着作業において労働時間を短縮すると一時間当たり産出量が大幅にふえる結果一労働日当たりの総産出量がかえって増加することになる（第三章「毎週作業時間数と生産量の関係」）。「最大の生産量は返って労働時間の比較的短かき時に得らるるものである。」（同上、62ページ）但し、労働時間がきわめて長いときは労働時間の短縮が総産出量を増加させる効果は人的要素に左右される作業では顕著であるが、機械の役割の大きい作業では小さいという限定条件がつく（同上、84—5ページ）。労働時間と労働強度との関係についていえば、労働時間が長ければ長いほどそれだけ労働強度は低下するけれども、労働強度の低下の度合いは機械作業の要素が大きいほど小さくなると思われる。
- (5) 資本の労働者に対する或る作業の強制という事柄とその強制により労働者が実際に作業できるという事柄とは、おのずから別個の問題である。資本による労働者への強

制をいえば自動的に或る作業が労働者により遂行されうると考えるのは唯物論の否定に通じる。たとえば、必要労働をこえる労働時間の延長がなにゆえ可能かという問題に対して、労働者に対する資本の強制行為で答える論法はそれだけでは客観的可能性を確定しない点で不十分である。勿論、必要労働をこえる労働日の延長の客観的可能性如何に答える場合、高度な水準の労働生産性を挙げるだけでもまた片手落ちの弊を免れない（拙稿「剩余価値と強制労働」〔前掲〕参照）。

- (6) 一般に、労働日延長は、固定資本量不变のままで生産量をふやし剩余価値量を増加させると同時に、固定資本の回転期間を短縮することにより利潤率を上昇させる。そこで、法定された標準労働日の下でも、早出・休憩時間の切り詰め・残業・休日出勤などの形態で絶えず労働時間の延長が図られ、実際労働時間の方が所定労働時間を上回る場合が應々にして生じうる。実際、OECD加盟国中唯一つ年間総実労働時間が二千時間をこえると指摘されるわが国では、1985年現在従業員30人以上を擁するすべての企業平均で年間総実労働時間と所定内労働時間とはそれぞれ2110時間と1932時間であるから、実際労働時間の8%にあたる178時間が残業時間だという勘定になる（昭和61年版『労働白書』付140ページ）。ワーカホリック（= workaholic ← work + alkoholic）の存在を指摘されるわが国で、労働時間短縮を進める場合、残業時間の削減と超過勤務の最高限を規定しない労働基準法第36条（いわゆる三六協定に関する条項）の見直し作業が刻下の急務である。

むすび

われわれは、本稿において、労働日の長さに関する労資双方の対立的な権利は、商品の矛盾する二要因にその起源をもつことを詰めた上で、労働者に平均寿命を保証する標準労働日は労働力商品の売り手である労働者の反抗を動因とする商品交換法則の貫徹形態である所以を中心的に考察した。そして、更には、一見最適労働時間論に映る交差点規定の含意を掘り下げ、交差点規定はいわゆる最適労働時間論では全然なく、既存の標準労働日の前提上で労働強化がなお可能な根拠説明だというポジティブな理解を提示したのである。一言で要約すれば、資本主義的生産の基礎上では労働時間を規定する経済法則は労働力商品をめぐる価値法則の一構成部分として存在するというのがマルクスの立場であったように思われる。労働日は価値法則の貫徹により標準的な寿命を保証する長さに決まるのに反して、単純にも二つの階級の力量次第で決定されると理解するがゆえに、労働日が標準的な寿命を保証するその最大限度の枠内に

おさまる保証はどこにもないという批判的な観念が発生するにすぎないのである。従って、『資本論』の労働時間論をもって勢力決定説だとみなす批判は、本質的に妥当しない。『資本論』の労働時間論＝勢力決定説という批判の特色は、商品交換法則から標準労働日を要求する労働者の固有な権利を内在的に導き出したマルクスの創案部分の未消化にある。労働者による標準労働日の要求が商品交換法則に由来する事実を踏まえるならば、標準労働日の実現は単純にも特定の労資の力関係によると理解できなくなるからである。その意味では、『資本論』の労働時間論＝勢力決定説なる批判は、商品交換法則から労資の対立的な権利を引き出す独創的な部分の看過の産物にほかならない。これが本稿の最終的な主張である。